

## 紙おむつ宅配サービス事業をご利用の皆様へ

### 《利用にあたって》

日常生活で紙おむつの使用が必要な、寝たきり高齢者、重度障がい児・者を抱える家庭に対して、紙おむつの購入にかかる経費的負担を少しでも軽減し、要援護家庭を側面的に支える在宅福祉サービスとして実施しています。

財源は北区の地域の方々からの善意の募金『愛の募金』を活用しています。

《実施主体》 社会福祉法人 大阪市北区社会福祉協議会

《利用できる方》 次のいずれかの方に対して実施します。

- (1) 寝たきり高齢者
- (2) 重度障がい児・者世帯
- (3) その他、地域社協会長が必要と認めた世帯

※ 要介護4または5及び要介護3で「排便」か「排尿」が全介助の高齢者で市民税非課税世帯・「大阪市高齢者在宅福祉サービス・介護用品(紙おむつほか)の支給」を利用できる方は、そちらをご利用下さい。

《実施時期》 平成28年6月15日(水)～平成29年3月31日(金)

<但し、申込みは平成29年3月10日(金)まで>

※本事業は今年度をもって終了いたします。

《利用料》 1,000円 (一部負担金は、配達時にお支払い下さい)

《利用枚数》 1人あたり、パック単位で年間100枚以内までです。

《申込方法》 申請書を区社協へ郵送、もしくはご来館でお申込みください。

受付後は、内容等の変更はできません。サイズの確認をお願いします。

《配達》 受理・注文・配送状況等により配達が遅れる場合もありますので、ご理解・ご協力の程よろしく申し上げます。開始時は申込がかなり集中して、1～2ヶ月程かかりますので、お急ぎの方はお知らせください。

※「寝たきり高齢者」とは、食事をとるのに支障がある・介助がなければトイレに行けない・介助がなければ入浴できない、この3つ全てに該当・認定された方。(大阪市高齢者施策より)

※「重度障がい児・者世帯」とは、身体障害者手帳1、2級の交付を受けている方・特別児童扶養手当1級受給のいずれかの世帯をいう。(大阪市高齢者施策より)

### 《お問合せ先》

社会福祉法人 大阪市北区社会福祉協議会(北区在宅サービスセンター)

〒530-0026 大阪市北区神山町15-11

電話:6313-5566 FAX:6313-2921 (担当:地域支援担当)